

広告

企画・制作 日経エージェンシー

ランドマーク税理士法人 定例セミナー

✓CHECK

2022年度税制改正

日時：2022年4月20日(水)

2022年度の税制改正

大綱をもとに改正内容の重要なポイントを解説いたします

▷セミナー 14:00 ~
▷個別相談 15:00 ~

要予約

会場：東京丸の内事務所
(千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル9階)

お問い合わせ先



ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.

TEL: 0120-48-7271

<https://www.landmark-tax.com/>

ランドマーク税理士法人 検索

東京丸の内事務所/新宿駅前事務所/池袋駅前事務所/町田駅前事務所/タワー事務所/横浜駅前事務所/横浜線事務所
新横浜駅前事務所/川崎駅前事務所/登戸駅前事務所/湘南台駅前事務所/朝霞台駅前事務所/行政書士法人 鴨居駅前事務所

相続税対策と資産活用



ランドマーク税理士法人 代表税理士
立教大学大学院 客員教授

清田 幸弘氏

ランドマーク税理士法人グループとして13の本支店を運営。相続税申告件数5900件超、昨年の年間相続申告件数868件と全国トップクラスの実績を持つ。相続実務のプロフェッショナルを育成するために「丸の内相続大学」を開設し、後進の育成を通じて業界全体の底上げに貢献している。

2018年7月、相続法が約40年ぶりに大改正された。生前贈与に絡む新制度の創設や改正も多いなか、相続税と贈与税の本格化が進む可能性もある。資産家のみならず中間層にとっても相続税は決して他人事ではない。相続税対策はいくつかあるが、土地や不動産など所有している資産を活用することも有効だ。ランドマーク税理士法人代表の清田幸弘氏にポイントを聞いた。

1 相続対策が必要かどうかを確かめる方法

相続税は、相続財産に係る課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した「課税遺産総額」に対して課税される。したがって相続税が課税されるか否かを判断するには、まず相続財産をリストアップし、その相続税評価額を求める必要がある。

土地の評価方法には、「路線価方式」と「倍率方式」の2種類があり、このうち「路線価方式」は土地の奥行・間口・形状等様々な要素を考慮して評価を行なうため、知識・経験のない一般の納税者には難しいと考えられる。そのため、税理士等の専門家に評価を依頼することが望ましい。併せて、現状で相続が発生した場合の相続税額のシミュレーションも、税理士等を利用して行うことをお勧めしたい。

2 所有する不動産を相続税対策として活用する方法

シミュレーションの結果、予想される相続税額に対して、納税に充てることのできる金融資産等が十分ではないと考えられる場合には、相続対策をたてる必要がある。

所有地を次の4種類に色分けする。
(1)「死守地」：生活・家業を続けるため守るべき土地
遺産相続争いが起きないように遺言を遺しておくこと、納税猶予等の対象となる土地は要件を満たすようによく管理することが考えられる。
(2)「有効活用地」：アパート等賃貸物件・駐車場として活用できる土地
収益は納税資金の準備に充てる

3 相続税や贈与税を節税できる「一括贈与の特例」の非課税枠

(1)教育資金と結婚・子育て資金の一括贈与

■教育資金の一括贈与

2023年3月31日までの間に、父母、祖父母等から教育資金に充てるため贈与を受けた信託又は金銭のうち1500万円まで贈与税が非課税となる(一定の要件を満たす必要がある)。

■結婚・子育て資金の一括贈与

2023年3月31日までの間に、父母、祖父母等から結婚・子育て資金に充てるため贈与を受けた信託又は金銭のうち1000万円まで贈与税が非課税となる(一定の要件を満たす必要がある)。

(2)夫婦間における居住用財産の贈与

夫婦間で居住用財産を贈与する場合、「贈与税の配偶者控除」の特例適用が受けられる。2000万円の配偶者控除と110万円の基礎控除あわせて2110万円までは非課税となる(一定の要件を満たす必要がある)。

(3)直系尊属からの住宅取得等資金の贈与

両親や祖父母などから自己の居住用家屋の取得等に充てるための金銭の贈与を受けた場合、一定の限度額まで贈与税が非課税となる(一定の要件を満たす必要がある)。金銭だけが対象であり、居住用家屋自体の贈与には適用されない。非課税限度額は2021年12月31日までに新築等に係る契約を締結した場合、省エネ等住宅は1500万円、その他の住宅は1000万円である。なお、22年度税制改正により適用期限が23年12月31日まで延長されるとともに、非課税限度額がそれぞれ500万円縮減される見込みである。

生前贈与によって相続税対策を行う場合は、税理士等の専門家に依頼してシミュレーション等を行い、どのような方法が効果的か検討したうえで実行することをお勧めしたい。